独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	アキレス株式会社	コード	5142
提出日	2025/6/9	異動（予定）日	2025/6/27
独立役員届出書の提出理由	独立役員である社外取締役 佐藤 修氏が、定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任するため。		
☑　独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	舘野　均	社外取締役	○										△					有
2	須藤　昌子	社外取締役	○										△					有
3	笠原　智恵	社外取締役	○													○		有
4	松岡　一臣	社外取締役	○													○		有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	当社は、舘野均氏と2022年3月までアドバイザリー契約を締結しておりましたが、その報酬額は年間180万円と僅少でありました。	舘野均氏は、三井・ダウ ポリケミカル株式会社の代表取締役を務めるなど、企業経営に関する高い見識と豊富な経験を有しており、客観的・中立的観点から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役として適任と認めました。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として適任と認めました。
2	当社は、須藤昌子氏と2011年３月まで顧問弁護士契約を締結しておりましたが、顧問弁護士としての報酬は年間120万円と僅少でありました。	須藤昌子氏は、弁護士として企業法務に精通し、豊富な実務経験を有しており、専門性を生かした助言・提言を行うなど、客観的・公正な立場から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役として適任と認めました。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として適任と認めました。
3		笠原智恵氏は、弁護士として企業法務に精通し、豊富な実務経験を有しており、専門性を生かした助言・提言を行うなど、客観的・公正な立場から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役として適任と認めました。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として適任と認めました。
4		松岡一臣氏は、公認会計士および税理士として財務会計に精通し、豊富な実務経験を有しており、専門性を生かした助言・提言を行うなど、客観的・公正な立場から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役として適任と認めました。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として適任と認めました。

4．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　　a.　上場会社又はその子会社の業務執行者
　　b.　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　　c.　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　　d.　上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　　e.　上場会社の兄弟会社の業務執行者
　　f.　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　　g.　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　　h.　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　　i.　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　　j.　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　　k.　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　　l.　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。